

# 「航空貨物に係る事前報告制度」の拡充に伴うNACCSの対応について

2018年11月

財務省関税局・税関

輸出入・港湾関連情報処理センター

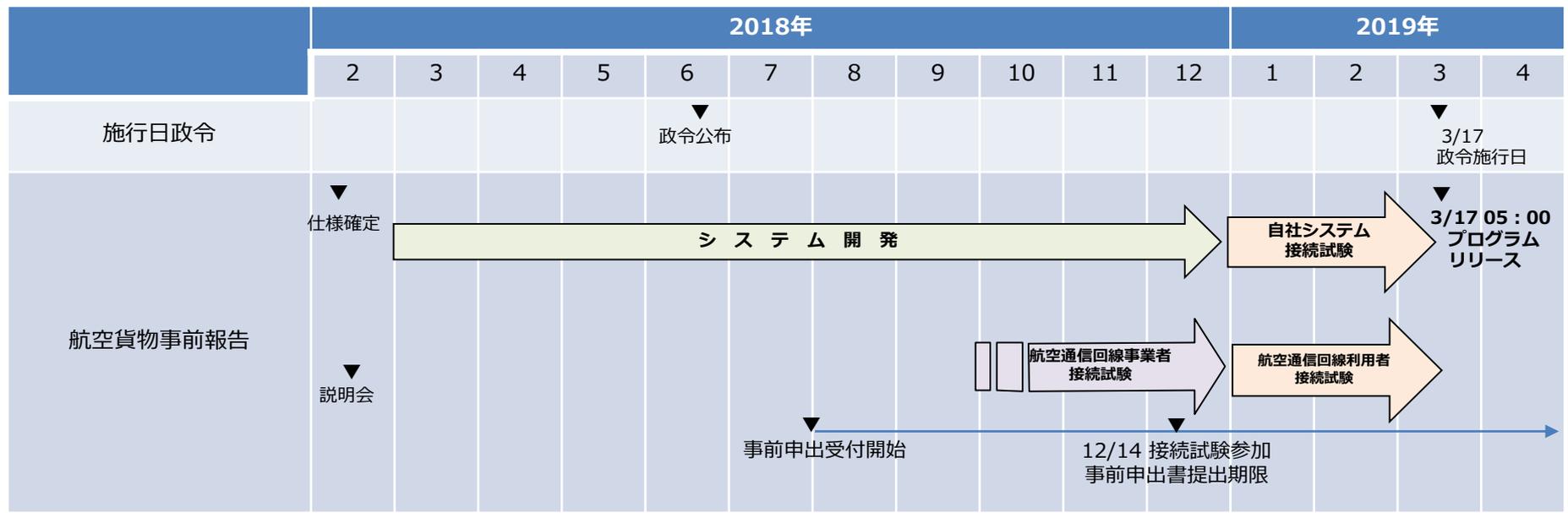
# 1. 航空貨物事前報告拡充に係る制度施行までのスケジュール

## 【主なスケジュール】

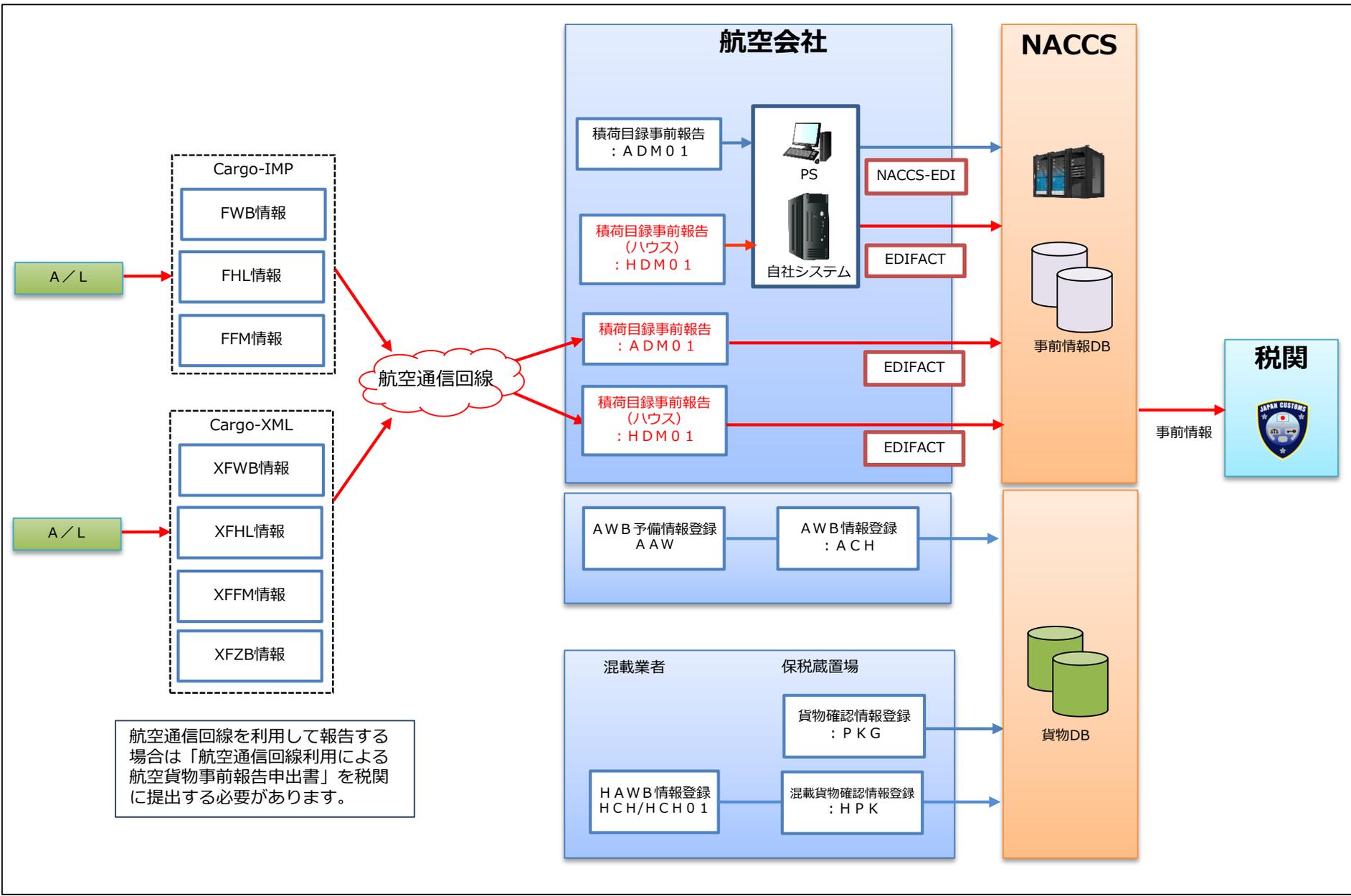
- 2018年10月から航空通信回線事業者とNACCSとの接続試験を実施
- 2019年1月から3月までの間、自社システムを利用する者又は航空通信回線事業者を利用する者とNACCSとの接続試験を実施
- 航空通信回線事業者を利用して報告を行う者で、2019年1月から実施する接続試験に参加するためには、2018年12月14日までに「事前申出書」を各空港税関の窓口に出書書を提出（事前申出書については、7ページ以降を参照）。

（注）2019年3月17日の制度施行に合わせて開始（送信）する場合は、同年2月末までに各空港税関の窓口に出書書を提出してください。（制度施行後は、出書書提出から登録まで10日程度（土日・祝日を除く）必要となります）

- NACCSでは、プログラムのリリースを「2019年3月17日（日）午前5時（予定）（日本時間）」に実施

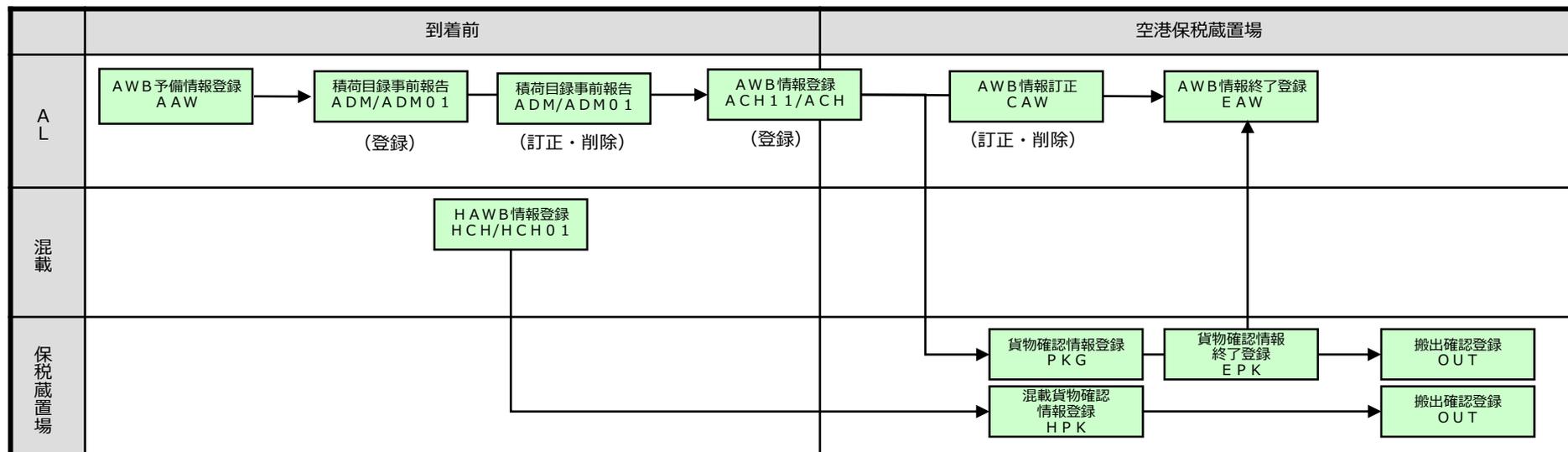


## 2. 報告方法の全体イメージ

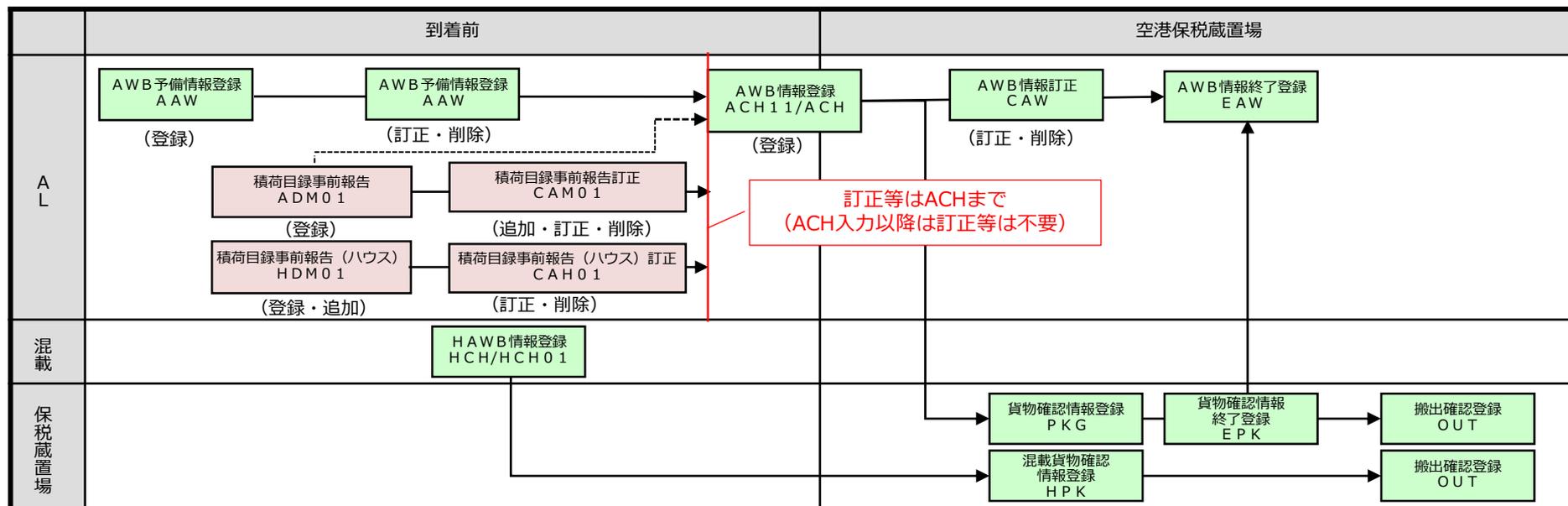


# 3. 基本業務フロー

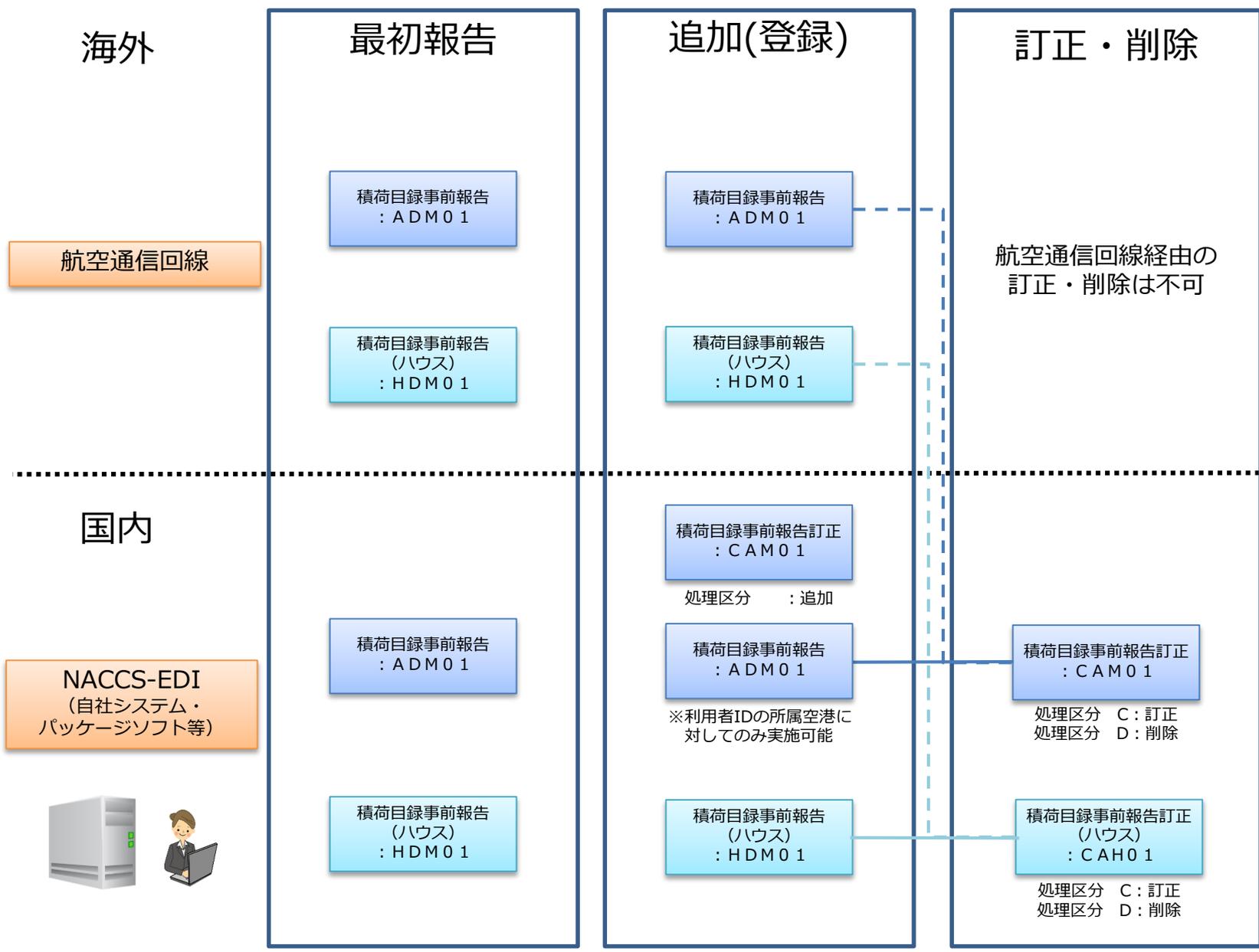
## 現行 航空・輸入 基本業務フロー (概要)



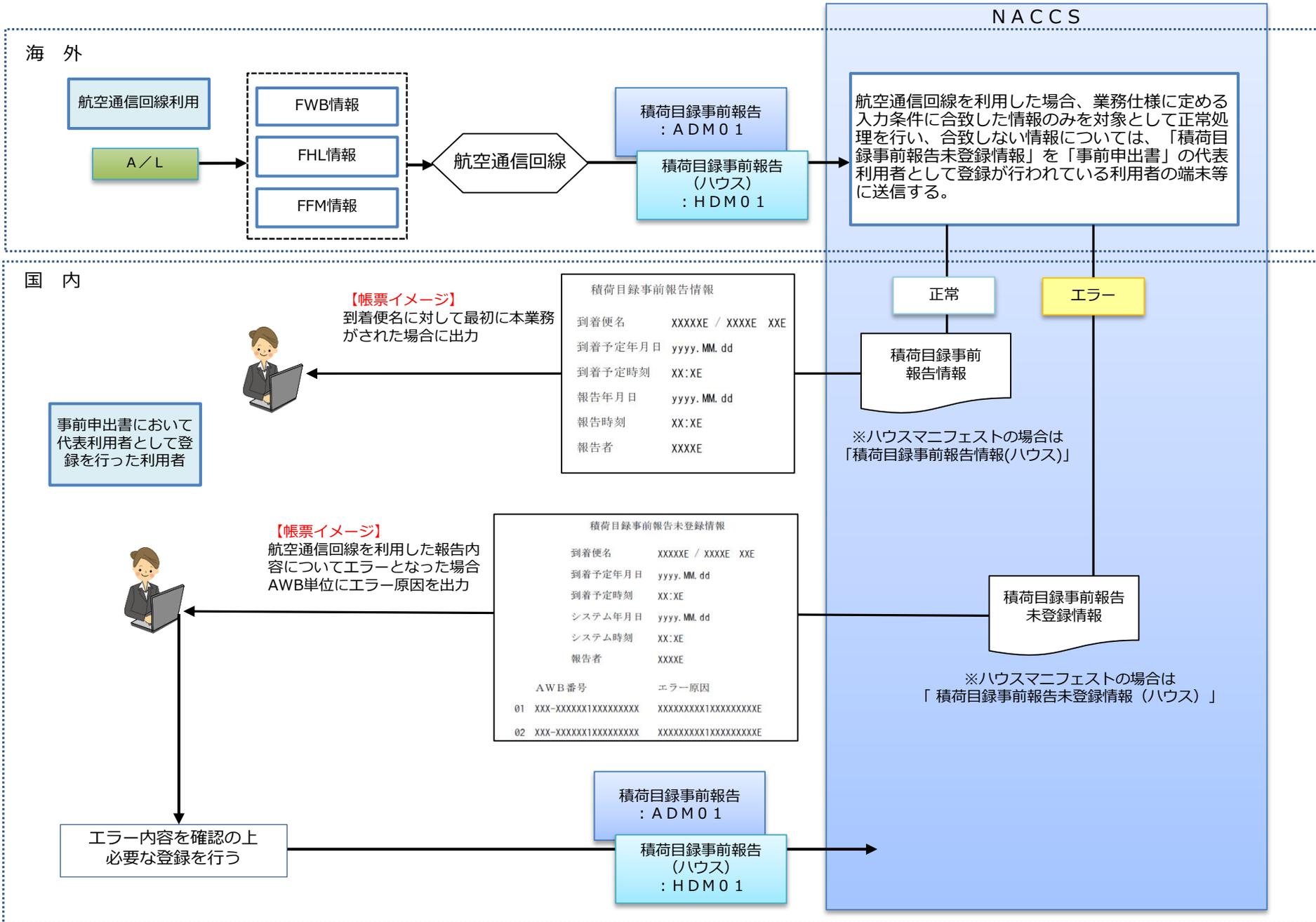
## 変更後 航空・輸入 基本業務フロー (概要)



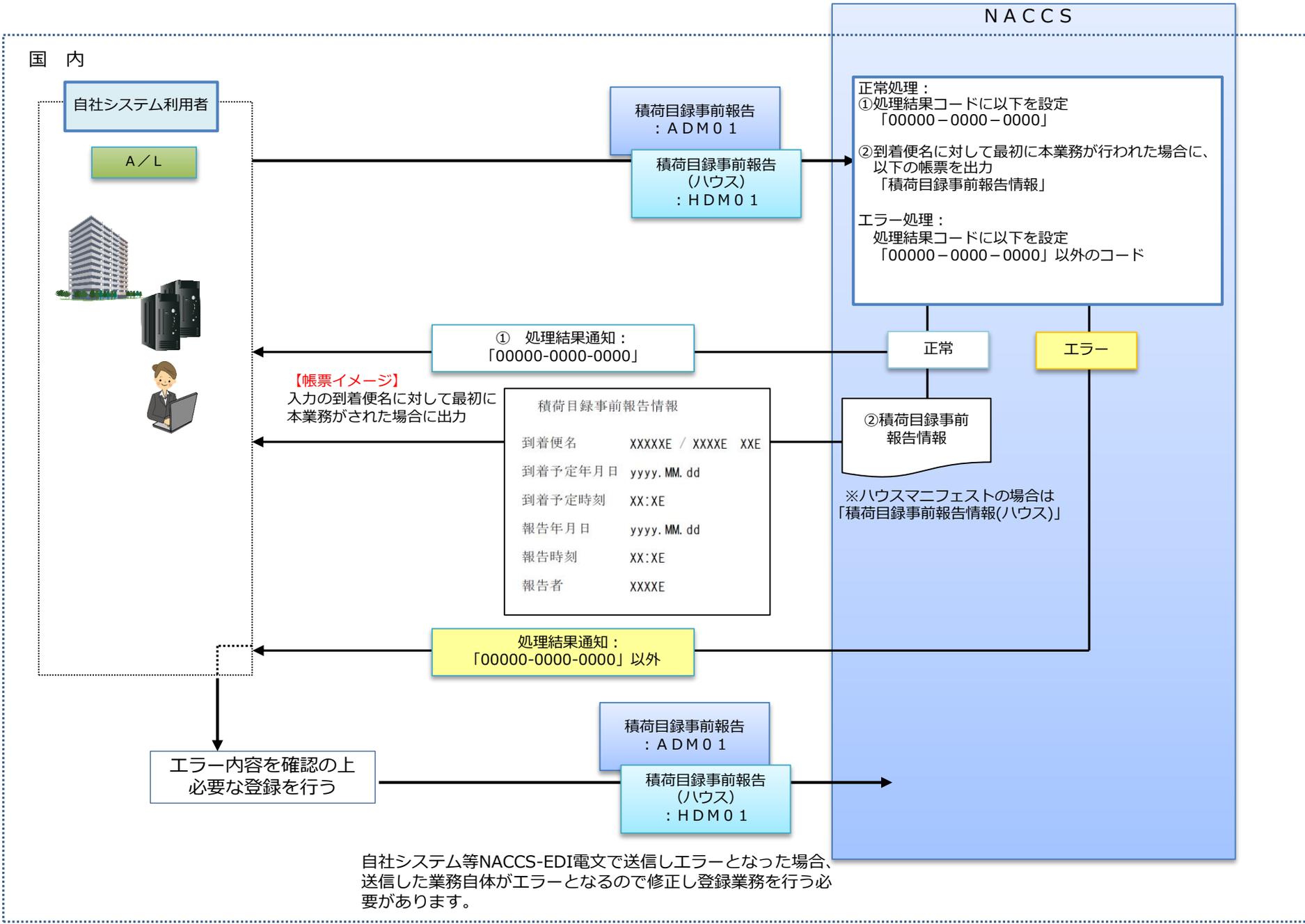
# 4. 事前報告内容の訂正等の対応



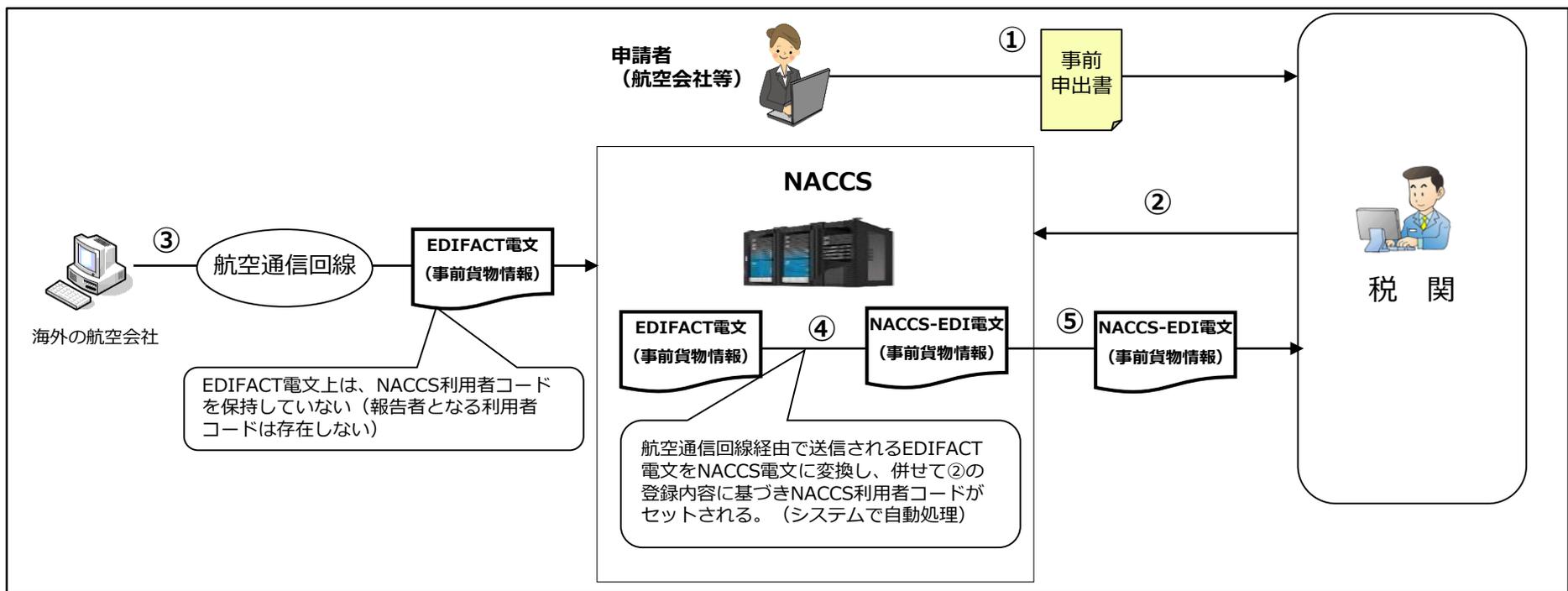
# 5. 航空通信回線を利用し未登録となった場合の対応



# 6. 自社システム等を利用し未登録となった場合の対応



## 7. 航空貨物事前報告に係る事前申出書の提出と処理イメージ



### 【航空通信回線を利用する場合の事前申出書等の運用手順】

- ① 航空会社(機長代行者)様が航空貨物事前情報を航空通信回線を利用して税関に報告する場合は、あらかじめ、税関に対して所定の様式「航空通信回線利用による航空貨物事前報告申出書」を各空港単位で提出する必要があります。  
なお、新たにNACCSを利用される航空会社等は、税関へ申出書を提出する前にNACCSセンターに利用申込み手続きを行ってください(10ページ参照)。
- ② 税関により、上記①の事前報告申出書の内容(代表利用者のNACCS利用者コード)がNACCSに登録されます。
- ③ 航空会社様は、航空通信回線を利用して、航空貨物の事前情報を各航空通信事業会社が指定するアドレス向けに送信することとなります。
- ④ NACCSは航空通信回線から送信されるEDIFACT電文(ADM110・HDM110)を受信後、以下の処理を行います。
  - a EDIFACT電文(ADM110・HDM110)をNACCS-EDI電文(ADM01・HDM01)に変換します。
  - b 上記aの処理で作成されたNACCS電文に、②で設定された情報を基に事前報告者の利用者コードがセットされます。
- ⑤ 税関向けに事前貨物情報が送信されます。

## 8. 事前申出書の登録内容の例

項番	項目	備考	例1 MAWB、ハウスマニフェストいずれも航空通信回線を利用	例2 GHAが航空会社として報告を行うが、MAWB、ハウスマニフェストいずれも航空通信回線を利用	例3 ハウスマニフェストのみ航空通信回線を利用
1	代表利用者の利用者コード	航空通信回線を利用して報告を行う航空会社（機長代行者を含む）のNACCS利用者コード（5桁）を記入する	1MXXX	1MZZZ (A/LとしてのGHA)	1MXXX
2	航空会社コード	航空通信回線を利用して報告する航空会社の航空会社コードを記入する	XX	XX	XX
3	空港コード	航空通信回線を利用して報告する空港のIATAコードを記入する	NRT	NRT	NRT
4	航空通信回線利用対象 (マスター情報)	航空通信回線を利用してマスターAWB情報を報告する場合にチェックする	利用 (☑)	利用 (☑)	利用しない (☐)
5	航空通信回線利用対象 (ハウス情報)	航空通信回線を利用してハウスマニフェスト情報を報告する場合にチェックする	利用 (☑)	利用 (☑)	利用 (☑)
6	手続開始日	航空通信回線を利用して報告を開始する日を記入する	2019/3/17 (制度施行直後から航空通信回線を利用)	2019/3/17 (制度施行直後から航空通信回線を利用)	2019/4/1 (2019年4月1日から航空通信回線を利用) (※)

(※) 2019年4月1日までの間に航空貨物事前報告が必要である場合は、航空通信回線以外の方法（自社システムやパッケージソフト等）で報告する必要があります。

### 【参考】

訂正等の運用において説明のとおり、航空通信回線を利用して報告を行った際、入力チェックエラーがあった場合は、本申出書の「代表利用者の利用者コード」欄に登録された利用者宛てに「積荷目録事前報告未登録情報」が送信されます。

なお、訂正については、前記のとおり「代表利用者の利用者コード」として登録された利用者のみが可能となります。

## 航空通信回線利用による航空貨物事前報告申出書

平成 年 月 日

税関御中

申出者

氏名(名称及び代表権者の氏名)

電話番号

担当者

弊社は、関税法第15条第9項(平成31年3月17日施行)の規定に基づく積荷の報告について、航空通信回線を利用して提出することを申し出ます。

(1) 代表利用者の利用者コード

NACCSの利用者コードを記入

(2) 報告を行う対象

登録区分	航空会社名	航空会社コード	空港コード	航空通信回線利用対象(※1)		利用する航空通信回線の種類(※2)	手続開始日
1 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除				<input type="checkbox"/> マスター情報	<input type="checkbox"/> ハウス情報		
2 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除				<input type="checkbox"/> マスター情報	<input type="checkbox"/> ハウス情報		
3 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除				<input type="checkbox"/> マスター情報	<input type="checkbox"/> ハウス情報		
4 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除				<input type="checkbox"/> マスター情報	<input type="checkbox"/> ハウス情報		
5 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除				<input type="checkbox"/> マスター情報	<input type="checkbox"/> ハウス情報		
6 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除				<input type="checkbox"/> マスター情報	<input type="checkbox"/> ハウス情報		

(※1) 航空通信回線を利用して報告を行う情報の種類を選択してください。選択されていない情報については、航空通信回線にて送信された場合であっても無効となります。

(※2) 利用を予定している航空通信回線の種類を入力してください。(当該項目については、変更が生じても訂正は不要です)

行政機関担当者記入欄

システム登録者記入欄

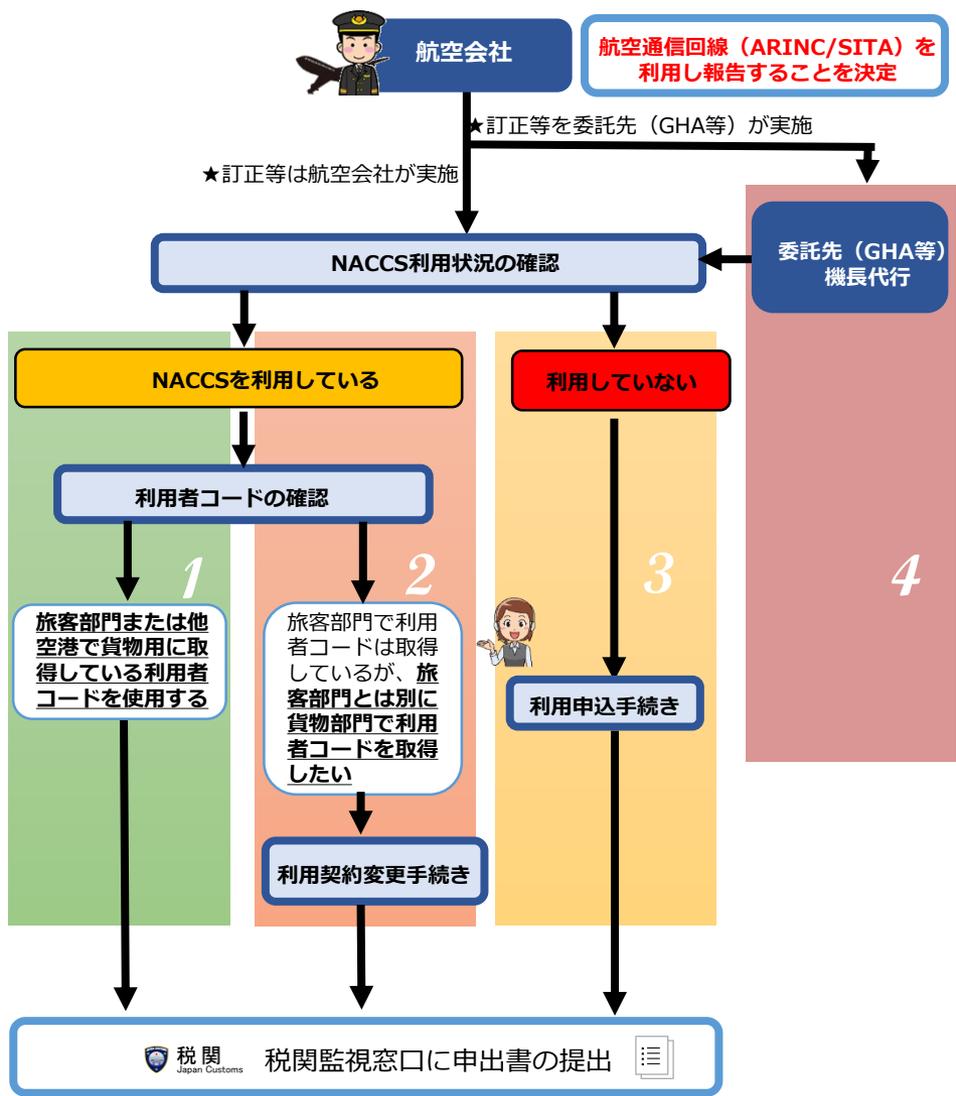
つき有無

あり  なし

(注)この申請の内容に変更があった場合は、直ちに提出窓口へ申し出て下さい。

【参考】本様式はNACCS掲示板 (URL : <https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/aci/index.html>) から入手できます。

# 10. 事前申出書のケース別提出フロー等



★**全て航空会社で訂正等を行う場合①**

既に利用者コードがある場合、API情報報告用として旅客部門で利用者コードがある場合又は航空通信回線で事前情報を報告する予定の空港とは別の空港で利用者コードがある場合で、航空事前報告ではこれら既存の利用者コードを使用し、**訂正業務を行うケース**。

対応方法  
→NACCSの契約変更手続きは必要ありません。既存の利用者コードを申出書に記載し、税関へ提出してください。なお、利用される端末等については、旅客部門と調整をしてください。ご不明な場合はヘルプデスクへお問い合わせください。

★**全て航空会社で訂正等を行う場合②**

API情報報告用として旅客部門で利用者コードはあるが、航空事前報告ではその利用者コードは使用せずに、**旅客部門とは別に貨物部門として利用者コードを取得して訂正業務を行うケース**。

対応方法  
→NACCSの契約変更手続きをする必要があります。NSSを使ったお申し込みができますが、ご不明な場合はヘルプデスクへお問い合わせください。

★**全て航空会社で訂正等を行う場合③**

航空会社としてNACCSを利用するための利用者コードを保持しておらず、今般の航空事前報告では新規にNACCSに参加し利用者コードを利用して、**訂正業務を行うケース**。

対応方法  
→NACCSの利用申込手続きをする必要があります。利用開始まで時間を要しますので下記ページを参照の上、準備をお願いします。ご不明な点はヘルプデスクへお問い合わせください。

○NACCSのご利用方法：  
<https://bbs.naccscenter.com/nacccs/dfw/web/use/>

★**訂正等を委託先 (GHA等) が実施**

海外から航空通信回線を利用し事前報告を行うが、訂正等については、日本国内のGHA等の委託先へ受託し実施するケース。

対応方法  
→委託先となるGHA等との間で運用等を含め調整をお願いします。

# 11. 接続試験について

## 1. 接続試験の目的

自社システム利用者様がNACCSの接続試験環境を利用して、弊社が定める期間内に自社システムとNACCSとの接続試験を行い、航空事前報告に係る業務が正常処理されることを確認いただくことを目的として実施します。なお、今般の接続試験では、航空通信回線事業者も試験を行います。航空通信回線を利用する航空会社様はご利用の事業者との間で報告が正常に行われるかご確認ください。

## 2. 接続試験の実施対象

- (1) 自社システムを利用する航空会社様等
- (2) 航空通信回線事業者 (SITA・ARINC)

## 3. 接続試験の実施期間

2019年1月7日 (月) 10時から 3月8日 (金) 17時まで

## 4. 自社システム利用者に係る接続試験

### (1) 接続試験対象業務

\*新規業務

登録業務	
業務コード	業務名
ADM01	積荷目録事前報告
HDM01*	積荷目録事前報告(ハウス)
CAM01* CAM*	積荷目録事前報告訂正 積荷目録事前報告訂正呼出し
CAH01* CAH*	積荷目録事前報告訂正(ハウス) 積荷目録事前報告訂正(ハウス)呼出し

照会業務	
業務コード	業務名
IAF11*	輸入便事前情報照会(AWB)
IAF12*	輸入便事前情報照会(ハウス)
IAA*	積荷目録事前情報照会

注：その他：AAW、ACH11、ACH、IAW、IMF11

### (2) 接続試験の申込先及び問合せ先

接続試験の申込み及び問合せにつきましては、原則Eメールにて受付とさせていただきます。問合せ先のEメールアドレスは次のとおりとなります。なお、接続試験の申込みについては、事前準備が必要なため、2019年2月8日(金)を最終メ切とさせていただきます。

### (3) その他

接続試験の申込書内容に基づき、必要な設定情報等を随時お送りします。また、サンプルメッセージについては、提供いたしません。

## 5. 航空通信回線利用者に係る接続試験

航空通信回線を利用して事前報告を行う予定の航空会社様は、契約先の航空通信回線事業者との間で、送信方法、送信時期等について個別に調整を行ってください。なお、航空通信回線事業者が接続試験を行う為には、2018年12月14日(金)までに税関に対して「航空通信回線利用による航空貨物事前報告申出書」が提出されている必要がありますので、ご注意ください。

本資料に係るご質問等は、お手数ですが以下の宛先までお問い合わせ下さい。



**輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社(NACCSセンター)**  
ヘルプデスク  
TEL : 0120-794550

「航空貨物に係る事前報告制度の拡充」の制度等に関するお問い合わせにつきましては、以下へご連絡下さい。



**財務省関税局監視課**  
電話:03-3581-4111(5569)

## 制度拡充の概要(平成30年度施行)

1. 航空貨物に係る積荷情報項目の追加



- ・マスターAWB情報に報告項目として荷送人・荷受人等を追加(必須化)
- ・ハウスマニフェスト情報を報告対象として追加

2. NACCSによる報告の原則化



- ・航空貨物に係る積荷情報は原則NACCSにより報告

区分	制度	報告者	項目	現 行	拡充後(平成30年度施行)
入港	報告義務	機長	報告対象	外国貿易機	—
			報告期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入港3時間前</li> <li>・入港1時間前(航行時間が3時間以上5時間未満の場合)</li> <li>・入港する時(航行時間が3時間未満の場合)</li> </ul>	—
			報告方法	書面又はNACCS	原則NACCS(法律)
			報告内容	[マスターAWB情報] 仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量及びAWBの番号	【追加】マスターAWB情報に荷送人・荷受人の氏名及び住所を追加(政令)  【新設】ハウスマニフェスト情報の報告を追加(政令) (報告項目)仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量、荷送人・荷受人の氏名及び住所及びハウスAWBの番号

# 参考. 航空貨物に係る事前報告制度拡充の概要 (2)

